# 【様式２】

XX医研開第XXXX号

令和　年　月　日

課題管理番号　：

所属機関

役　職　　　　　　殿

　国立研究開発法人日本医療研究開発機構

理　 事 長　　　 　三　島　　　良　直

革新的研究開発推進基金補助金

交付決定通知書

令和　年　月　日付で交付申請のあった標記の補助金については、革新的研究開発推進基金補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業名等

創薬ベンチャーエコシステム強化事業

２．補助事業課題名

３．交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、取扱要領の第３条第１項第1号に定める補助事業であり、その内容は令和　年　月　日付補助金交付申請書記載のとおりとする。

（補助事業期間：本交付決定通知書の発出日から令和　年　月　日）

４．補助金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、当該額は、本決定に基づき交付する補助金の上限額であり、具体的に支払われる額は別紙に基づき定められるものとする。なお、補助事業計画の変更に伴い補助事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、当該額は別に通知するところによるものとする。

　補助金交付決定額　　○○○，○○○，○○○円

５．補助金の額の確定は、取扱要領第19条第1項に定める交付額の算定方法により行うものとする。

６．補助事業を実施する事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び取扱要領の定めるところに従わなければならない。

７．この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における取扱要領第7条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和●年●月●●日とする。

８．補助金の交付の条件は、第6項に定めるもののほか、別紙のとおりとする。

９．その他（特に条件を附す場合のみ記載）

以上

(別紙)

１．定義

本別紙で用いる用語は、本別紙において別途明確に定義する場合を除き、革新的研究開発推進基金補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定義された意味と同じ意味を有するものとする。

２．ステージゲート通過による補助事業計画の変更

(１) 機構は、事業者がステージゲート（事業者が実施する補助事業における開発の進捗状況及び資金需要等を確認するため、補助事業計画書において段階的に設定されたステージゲートをいう。以下同じ。）の通過要件を充足していると合理的に判断した場合は、事業者の当該ステージゲートの通過を認めるものとし、この場合、事業者は、ステージゲートの通過を認められた都度、機構が別途定める様式による補助事業計画変更申請書を機構に提出し、補助事業計画の変更の承認を受けなければならない。本（１）に基づき変更される事項は、①補助事業期間並びに②補助対象経費の額（当該補助事業計画の変更の承認により増額された補助対象経費の額を以下「補助対象経費増加額」という。）を含むが、これに限られない。

(２) 前項に基づく変更後の補助対象経費の額は、補助対象経費見込額（交付決定に際して補助対象経費の上限額として機構があらかじめ決定した額をいう。）を上限とする。

(３) 機構は、(１)の規定による補助事業計画変更申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査するものとする。当該審査の結果、補助事業計画及び交付決定を変更すべきものと認めたときは、機構は、補助事業計画の変更を承認し、交付決定を変更したうえで、機構が別途定める様式による計画変更承認及び変更交付決定通知書（取扱要領第６条第１項に定める補助金交付決定通知書とあわせて、以下「交付決定通知書等」という。）を事業者に送付するものとする。

(４) (１)の規定による補助事業計画変更申請書が到達してから、補助事業計画の変更を承認するまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(５) 機構は、補助事業計画の変更を承認するに当たり、必要がある場合には事業者に対して、追加資料の提出を求めることができる。

(６) 機構は、補助事業計画の変更の承認に際して機構が必要と認める条件を付すことができる。

３．補助金の支払い

(１) 機構が交付決定又は２．（３）に定める補助事業計画の変更の承認及び交付決定の変更（以下併せて「交付決定等」という。）を行った場合、事業者は機構に対して取扱要領第29条第2項に基づき補助金概算（精算）払請求書を提出し、機構に対して、（２）に定める補助金の支払いの請求を行うことができる。

(２) 機構は、（１）に基づき事業者から補助金概算（精算）払請求書の提出を受けた時は、取扱要領第29条第１項ただし書きに定める概算払として、交付決定等が行われた日から30日（ただし、機構が異なる期間を定めた場合は当該期間とし、以下「適格出資期間」という。）以内に、①「創薬ベンチャーエコシステム強化事業」において機構が認定するベンチャーキャピタル（以下「認定VC」という。）が、事業者（事業者自身ではなく事業者の発行済株式の全てを直接保有する親会社である外国法人において認定VCからの出資を受けることを機構が承認した場合、当該親会社（以下「特定親会社」という。）を含む。）に対して適格出資（事業者から株式（種類株式を含む。）、新株予約権、新株予約権付社債その他株式の交付の請求若しくは取得が可能な証券又はこれらに類する権利を引き受けその対価を事業者に対して払い込むことにより行う出資をいい、特定親会社に対して出資が行われる場合は外国においてこれに相当するものを含む。）を行い、②事業者が、当該適格出資として払い込まれた額（特定親会社に対して適格出資が行われた場合、当該適格出資として払い込まれた額から出資、貸付その他の方法により事業者に対して交付された額）のうち、当該交付決定等による補助対象経費増加額（ただし、初回の補助金の交付については当初の補助対象経費の額）の1/3以上の額に相当する額を、機構の指定する専用口座に入金したことを条件として、事業者に対して、補助対象経費の総額の2/3に相当する額から本項に基づきその時点までにすでに交付された補助金の額を控除した額を上限として機構の定める額の補助金を支払うものとする。なお、本項に基づく補助金の支払いは、機構の裁量により複数の国の会計年度にわたって、また、一の会計年度中においても複数回に分割して、これを行うことができるものとする。

(３) 事業者は、①適格出資期間中に認定VCから適格出資を受けた場合（特定親会社が適格出資を受けた場合を含む。）は当該適格出資の内容を記した機構が別途定める様式による出資報告書を、②適格出資期間中に適格出資を受けることができなかった場合（特定親会社が適格出資を受けることができなかった場合を含む。）はその内容を記した機構が別途定める様式による出資報告書を、適格出資期間中に、機構に提出しなければならない。

４．事前承諾事項等

(１) 事業者は、機構から事前の書面による承諾を得た場合を除き、以下の行為を実施してはならない。

① 剰余金の配当及び自己株式の取得

② 機構の商標、商号、ロゴマーク等の使用

③ 合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編

④ 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止又は譲受け

⑤ 解散又は清算

⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立て

(２) 事業者は、事業者の株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債その他株式の交付の請求若しくは取得が可能な証券又はこれらに類する権利をいう。以下同じ。）の譲渡又は移転により、かかる譲渡又は移転の直前における事業者の株式等の保有者が、当該譲渡又は移転の直後において事業者に係る株式等又はその議決権の過半数（株式以外の株式等についてはその目的となる株式又は議決権の数による。）を保有しなくなる場合、事前に機構に通知するものとする。

５．補助事業計画の変更の承認等

取扱要領第12条に定める場合のほか、事業者は、取扱要領第5条に基づき提出した補助金交付申請書において自己を支援する認定VCとして指定した認定VCを追加、取下げ又は変更しようとするときは、あらかじめ機構が別途定める様式による補助事業計画変更申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、機構が必要と認める場合を除き、リード認定VC（事業者の補助事業計画においてリード認定VCとして記載されている認定VCをいい、当初は、事業者が提出した補助金交付申請書においてリード認定VCとして記載された認定VCがリード認定VCとなるが、当該事業者が補助事業計画変更申請書を機構に提出し補助事業計画の変更の承認を受けた場合、当該変更後の補助事業計画においてリード認定VCとして記載された認定VCがリード認定VCとなる。以下同じ。）を変更することは認められない。

６．契約等

(１) 事業者は、補助事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との間では、これらの契約を締結してはならない。

(２) 事業者は、機構が事前に承認した場合を除き、補助事業を実施するため又はその他補助事業に関連して、他の者（事業者の親会社及び子会社を含むが、これらに限られない。）との間で売買、請負その他の契約をする場合は、独立第三者間取引と同等の取引条件によらなければならない。

７．補助事業の廃止事由

取扱要領第13条第１項の規定にかかわらず、以下に該当する場合、機構は事業者をして、事業者が実施する補助事業の全部を廃止させることができるものとする。

① 機構が２．（１）に基づき事業者のステージゲートの通過を認めない判断を行った場合

② 交付決定等が行われたにもかかわらず、３．（２）①及び②に定める条件が適格出資期間中に充足されなかった場合

③ 事業者のリード認定VCがその認定を取り消された場合、その他事業者のリード認定VCが存在しなくなった場合

④ 事業者又は特定親会社の株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものに上場した場合

⑤ 事業者又は特定親会社の資本関係に重大な変更が生じた場合（事業者のリード認定VCがその保有する事業者の株式の全部又は実質的に全部を譲渡した場合を含むが、これに限られない。）

８．交付決定の取消等

取扱要領第21条第１項第1号、第9号、第10号及び第11号の各規定の「事業者」には「特定親会社」を含むものとみなして同条の規定を適用する。この場合、取扱要領第21条第1項第9号、第10号及び第11号の各規定は外国法に基づく類似の手続きを含むものとする。

９．補助金の収益納付

取扱要領第32条第１項の規定にかかわらず、機構は、取扱要領第31条の補助金収益状況報告書により、補助事業の実施結果の事業化による収益（知的財産権（補助金取扱要領第３条第２２項に定義する知的財産権をいう。）の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施結果の他への供与によるものを含む。）が生じたと認めたときは、補助事業の完了した国の会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、補助事業を実施する事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができる。